

令和 5 年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

稲城市監査委員

目 次

健全化判断比率審査意見書

第1	審査の概要	
1	審査の対象及び範囲-----	1
2	審査の実施期間-----	2
3	審査の手続-----	2
第2	審査の結果-----	2
第3	比率の概要	
1	実質赤字比率について-----	3
2	連結実質赤字比率について-----	4
3	実質公債費比率について-----	5
4	将来負担比率について-----	6
第4	審査意見-----	6

資金不足比率審査意見書

第1	審査の概要	
1	審査の対象及び範囲-----	7
2	審査の実施期間-----	7
3	審査の手続-----	7
第2	審査の結果-----	7
第3	比率の概要	
1	病院事業会計の資金不足比率について-----	8
2	下水道事業会計の資金不足比率について-----	9
第4	審査意見-----	9

* 意見書の表中に用いる金額は、国の算定様式に基づいて算出したものである。

* 意見書の文中及び表中に用いる比率は、国の算定基準に基づいて算出したものである。

(写)

稲 監 第 373 号

令和 6 年 8 月 19 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 中田 中

令和 5 年度健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

令和5年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		資金不足比率 ※公営企業ごとに算定	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	国民健康保険事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計	下水道事業会計 病院事業会計				
公営企業会計		法適用企業				
一部事務組合（A～H）、広域連合（I）		A 東京たま広域資源循環組合 B 南多摩斎場組合 C 多摩川衛生組合 D 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 E 東京都三市収益事業組合 F 東京市町村総合事務組合 G 東京都市町村職員退職手当組合 H 稲城・府中墓苑組合 I 東京都後期高齢者医療広域連合				
地方公社		土地開発公社				

2 審査の実施期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

3 審査の手続

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：％)

指 標	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	非該当 (△3.69)	12.53	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△13.55)	17.53	30.00
実質公債費比率	3.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	10.3	350.0	

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

1 実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字額はなかった。

(単位：％、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
実質赤字比率	△3.69	△11.71	8.02

【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (a)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

一般会計等実質収支額の状況

(単位：千円)

区分	実質収支額		増減額
	令和5年度	令和4年度	
一般会計	713,055	2,215,371	△1,502,316
土地区画整理事業特別会計	501	500	1
計 (△赤字額) (a)	713,556	2,215,871	△1,502,315

標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区分		令和 5 年度	令和 4 年度	増減額
標準財政規模 (b)		19, 295, 365	18, 922, 456	372, 909
内 訳	標準税収入額等	18, 299, 268	17, 826, 824	472, 444
	普通交付税額	915, 699	891, 449	24, 250
	臨時財政対策債発行可能額	80, 398	204, 183	△123, 785

2 連結実質赤字比率について

令和5年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び地方公営企業会計の実質収支額は黒字であり、連結実質赤字額はなかった。

(単位：％、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
連結実質赤字比率	△13.55	△25.60	12.05

【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (c)}}{\text{標準財政規模 (b)}}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

各会計の実質収支額及び資金不足・剰余額

(単位：千円)

区分		令和5年度	令和4年度	増減額
実質収支額	一般会計等	713,556	2,215,871	△1,502,315
	国民健康保険事業特別会計	0	0	0
	介護保険特別会計	142,192	124,725	17,467
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0
資金不足・剰余額	下水道事業会計	514,086	335,570	178,516
	病院事業会計	1,245,430	2,168,111	△922,681
計(△赤字額) (c)		2,615,264	4,844,277	△2,229,013

3 実質公債費比率について

令和3年度から令和5年度までの3か年平均の実質公債費比率は3.7%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっていた。

(単位: %、ポイント)

区分	令和 5 年度 A	令和 4 年度 B	令和 3 年度	令和 2 年度	前年度増減 A－B 又は C－D
実質公債費比率 (単年度)	4.15349	3.75390	3.40547	3.40648	0.39959
令和 5 年度実質 公債費比率（3 か年平均） C	3.7				0.2
令和 4 年度実質 公債費比率（3 か年平均） D		3.5			

【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(d)} + \text{準元利償還金(e)}) - (\text{特定財源(f)} + \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}{(\text{標準財政規模(b)} - \text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)})}$$

(3か年平均)

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

実質公債比率算定項目の額

(単位: 千円)

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
元利償還金の額(d)	2,029,963	2,013,040	2,060,723
準元利償還金の額(e)	562,289	562,333	600,006
特定財源の額(f)	225,115	265,972	351,780
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(g)	1,633,555	1,661,439	1,713,617

4 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は10.3%であり、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっていた。

【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (h)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (i)}{\text{標準財政規模 (b)} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (g)}$$

地方公共団体の現在抱えている借入金（地方債）その他の負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

将来負担額等の状況

(単位:千円、%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
将来負担額 (h)	25,882,216	27,434,913	△1,552,697
充当可能財源等の額 (i)	24,062,120	25,808,208	△1,746,088
標準財政規模 (b)	19,295,365	18,922,456	372,909
元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (g)	1,633,555	1,661,439	△27,884
将来負担比率 (h-i)/(b-g)	10.3	9.4	0.9

第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

(写)

稲 監 第 373－2 号

令和 6 年 8 月 19 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修

稲城市監査委員 中田 中

令和 5 年度資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和5年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象及び範囲

令和5年度資金不足比率（稲城市病院事業会計資金不足比率及び稲城市下水道事業会計資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の実施期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

3 審査の手続

審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続及び必要と認めるその他の審査手続により実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

（単位：％）

指 標	令和5年度	経営健全化基準
稲城市病院事業会計 資金不足比率	非該当 (△19.9)	20.0
稲城市下水道事業会計 資金不足比率	非該当 (△47.1)	20.0

備考：資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。

なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

第3 比率の概要

各比率については、次のとおりである。

【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}(p)}{\text{事業の規模}(q)}$$

公立病院、下水道その他の地方公営企業の資金不足の大きさを、その地方公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したもの。

1 病院事業会計の資金不足比率について

令和5年度病院事業会計の資金不足額はなかった。

病院事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
流動資産 (k)	2,600,385	3,444,594	△844,209
流動負債 (l=m-n)	1,354,955	1,276,483	78,472
流動負債 (m)	2,019,618	1,877,574	142,044
控除企業債等 (n)	664,663	601,091	63,572
資金不足額 (p=l-k)	△1,245,430	△2,168,111	922,681
事業規模 (q=r+s+t)	6,247,146	6,131,278	115,868
医業収益 (r)	5,956,480	5,888,528	67,952
医業外収益			
救急医療に要する経費 (s)	176,720	188,377	△11,657
保健衛生行政に要する経費 (t)	113,946	54,373	59,573
資金不足比率	△19.9	△35.3	15.4

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

2 下水道事業会計の資金不足比率について

令和5年度下水道事業会計の資金不足額はなかった。

下水道事業会計

(単位：千円、%、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
流動資産 (k)	913,776	509,481	404,295
流動負債 (l=m-n)	382,015	149,624	232,391
流動負債 (m)	715,566	551,364	164,202
控除企業債等 (n)	333,551	401,740	△68,189
算入地方債の現在高 (o)	17,675	24,287	△6,612
資金不足額 (p=l+o-k)	△514,086	△335,570	△178,516
事業規模 (q=r)	1,089,969	1,072,187	17,782
営業収益 (r)	1,089,969	1,072,187	17,782
資金不足比率	△47.1	△31.2	△15.9

※資金不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

第4 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の病院事業会計及び下水道事業会計において資金不足は生じておらず、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。また、病院事業会計においては、財源の確保に留意しつつ、引き続き受診状況の変化が資金剰余额に及ぼす影響を注視する必要がある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。